

保育所



申請者	フリガナ	ミナミアルプスシ													
	法人等名称	南アルプス市													
	主たる事務所の所在地・連絡先	郵便番号		(400 - 0395)											
		山梨県	南アルプス市小笠原376												
		電話番号	055	-	282	-	7293	FAX番号	055	-	282	-	6095		
E-mailアドレス															
法人等の種別	地方自治体					法人所轄庁									
代表者の職名・氏名	職名	市長				フリガナ氏名	カネマル カズモト								
							金丸 一元								
法人の設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日設立														
法人が実施している事業名															
事業所番号	1920851000081														
フリガナ施設名称	ミナミアルプスシリツヒャクタホイクジョ 南アルプス市立百田保育所														
施設の所在地・連絡先	郵便番号		(400 - 0214)												
	山梨県	南アルプス市百々2328													
	電話番号	055	-	285	-	3602	FAX番号	055	-	285	-	3631			
E-mailアドレス															
園長の氏名・職名	フリガナ氏名	ツカハラ トシユキ					職名	所長							
	塚原 利幸														
認可年月日	昭和	30	年	7	月	15	日	確認年月日	平成	27	年	4	月	1	日
連携施設の名称(地域型保育のみ)															
開所時間	2・3号	平日	7		時	30	分	~	19		時	00	分		
		土曜日	7		時	30	分	~	18		時	30	分		
		日曜日			時		分	~			時		分		

保育所



休園日 <small>夏季休園日 月 日～月 日、 行事の振替休日 月第 曜日 のようにご記入下さい</small>		日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）										
		利用定員		2号認定		5歳児		4歳児		3歳児		合計
				58人		30人		20人		108人		
		3号認定		2歳児		1歳児		0歳児		合計		
				34人		20人		6人		60人		
学級編制		8		学級		(1学級当たり		21		人)		
職員の状況	職種		主任保育士		保育士		調理員		その他職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	配置職員数	常勤	1人		14人		2人					
		非常勤										
	平均経験年数		調査中		調査中		調査中					
	医師（嘱託医）		有		内科医、歯科医の両方いる場合に「有」							
	教育・保育従事者1人当たりの園児数		9.8		人（非常勤職員は常勤換算して算出）							
常勤職員の労働時間		7.75		時間								
施設設備	設備		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室	
	居室数/面積		1244.3 m ²		1室/15 m ²		1室/61.5 m ²		6室/337.5 m ²		1室/201.3 m ²	
	1人当たりの面積		7.4 m ² /人		2.5 m ² /人		3.07 m ² /人		2.34 m ² /人		1.19 m ² /人	
	園庭		設置場所				全体の面積				満2歳以上児1人当たり面積	
			敷地内				1450 m ²				10.06 m ² /人	

保育所



<p>運営方針</p>	<p>(1) 保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 (3) 児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。</p>		
<p>教育・保育の内容</p>	<p>(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供 開所時間において、保育を提供 (2) 食事の提供 (3) その他保育に係る行事等</p>		
<p>子育て支援の実施状況 (実施している場合)</p>	<p>空欄</p>		
<p>教育・保育の提供内容に関する特色</p>	<p>1. 保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 2. 「当保育所」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行いま</p>		
<p>利用料 (実費徴収・上乗せ徴収)</p>	<p>(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料） 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。 (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 (1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を負担していただきます。 給食費（主食費） その他（遠足等の園外活動費・保育用品費・教材費・被服費 保護者会費 ・課外活動等の実費経費） (3) 延長保育に係る利用者負担 延長保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては以下のとおりです。 ・保育標準時間認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間（18:30から19:00）</p>		
<p>苦情に対応する 窓口の状況</p>	<p>窓口設置の有無</p>	<p>苦情内容記録の有無</p>	<p>市町村への報告の有無</p>
	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>有</p>